

## 会 議 要 旨

会議名	平成29年度 第4回 館山市市民協働条例検討委員会
開催日	平成29年10月30日(月)
開催場所	館山市役所 4号館 2階会議室
出席者	◆館山市市民協働条例検討委員会委員 8名 ◆館山市(事務局) 社会安全課2人
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 一部非公開 非公開
非公開の場合の理由	
傍聴者	0名
会議概要・結果等	<p>○議事</p> <p><b>1 市民協働条例施行規則(案)に盛り込む項目及び内容について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(第4条)市の広報誌での公表も入れた方がよいのでは。</li> <li>・(第6条)意見の提出方法を「次に掲げるいずれかの方法によるものとする。」と表現してはどうか。</li> <li>・(第8条)「市の執行機関」の中に、市長も含まれるのに何故読み替えを行うのか。 →市の執行機関、とすると各委員会などバラバラにパブリックコメントの一覧を作成することになるため、市長と読み替えてまとめて一覧を作成する。</li> <li>・いままでの市の執行機関を、市長と読み替えを行わないのか →市長部局、部署がそれぞれのパブリックコメントに対して回答などの対応を行う。一覧表をまとめて作成する為に、市長とこの条では読み替えを行う。</li> <li>・(第10条) <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民提案者名簿の区分がわかりづらい。名簿用紙に、注意書きがあった方が分かりやすい。</li> <li>・市の執行機関が市民提案を求めるときなので、「提案のあった日から起算」とあるが、「提案の提出期間最終日」に変更する。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>2 次回の委員会の予定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1月下旬</li> </ul>